

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年1月10日（金）
午後2時00分から午後2時35分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名（現に在任する委員 24名）

議長（会長） 12番 桑田 誠（会議規則第7条）

出席委員数 22名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義
	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数 2名

【4番】岡林 興通 【17番】村上 晋太郎

4. 議事に関与する職員

局長 砂田 征典
次長 新居田 伸一郎
次長 森本 猛
主事 松原 圭
主事 八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 65 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~19)

議案第 66 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~6)

議案第 67 号

国有農地の売払いに係る農地法第 3 条の許可の適否について (受付番号 1)

議案第 68 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について (受付番号 1)

議案第 69 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~10)

報告第 36 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1~19)

報告第 37 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (受付番号 1~2)

報告第 38 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (受付番号 1)

報告第 39 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1)

報告第 40 号

職員の任用について

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和6年度第10回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員24名中22名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和6年度第10回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【8番】益田 志朗 委員、【21番】藤原 清久 委員の両委員を私から指名させていただきます。</p>
議長	<p>最初に、本日配布いたしました報告第40号「職員の任用について」をご覧ください。</p> <p>市長から提示のあった1月1日付け農業委員会事務局異動者案について、提示案のとおり任用することといたしました。</p> <p>福祉政策課から森本 猛（もりもと たけし）を事務局次長兼農地担当係長として任用するものです。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p> <p>それでは、挨拶をお願いします。</p>
異動者	(挨拶) 森本次長
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第65号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第65号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。</p> <p>[受付番号1]</p> <p>申請地は神宮にある農地6筆で、登記地目は田、畑、面積は合計1,727.26㎡でございます。</p>

[受付番号 2]

申請地は長沢にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 14,979 m²でございます。

[受付番号 3]

申請地は旦にある農地 1 筆で、登記地目は溜池、面積は 178 m²でございます。

[受付番号 4]

申請地は玉川町鬼原にある農地 4 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 616 m²でございます。

[受付番号 5]

申請地は玉川町御厩にある農地 5 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 5,695 m²でございます。

[受付番号 6]

申請地は玉川町長谷にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,591 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は波方町波方にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 5,007 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は大西町紺原にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,628 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は大西町星浦にある農地 6 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,060 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は菊間町西山にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,928 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は菊間町浜にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 92 m²でございます。

[受付番号 12]

申請地は吉海町本庄にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,446 m²でございます。

[受付番号 13]

申請地は宮窪町宮窪にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 977 m²でございます。

[受付番号 14]

申請地は宮窪町早川にある農地 3 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 6,557 m²でございます。

[受付番号 15]

申請地は伯方町木浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 3,066 m²でございます。

[受付番号 16]

申請地は上浦町盛にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 745 m²でございます。

[受付番号 17]

申請地は大三島町肥海にある農地 14 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 8,337 m²でございます。

[受付番号 18]

申請地は大三島町台にある農地 8 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 2,985 m²でございます。

[受付番号 19]

申請地は大三島町口総にある農地 9 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,736 m²でございます。

続きまして、議案書 1～5 ページの合計は、19 件、81 筆、面積 69,350.26 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4(4)アの「その土地が森林の様相を呈している」など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 66 号についてご説明いたします。
議案書 6 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は935㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は76㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 3]

譲受人は〇〇才と〇〇才の無職の者、申請地は4筆で、地目はいずれも畑、面積は合計848㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人らが新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 4]

譲受人は農地所有適格法人、申請地は1筆で、地目は畑、面積は894㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計916㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が小作地開放のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は660㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから12ページまでとなります。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

- ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
 - ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
 - ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
 - ⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか
 - ⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
- ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、議案第 67 号 国有農地の売払いに係る農地法第 3 条の許可の適否について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 67 号についてご説明いたします。

議案書 7 ページをご覧ください。

国有農地について買受申し込みがあり、国有農地管理者である愛媛県知事より照会がございました。

国有農地の売払いにつきましては、農地法第 3 条第 1 項の例外事由に該当し、第 3 条許可は不要でございますが、買受希望者の買受けの適否に関しましては、農業委員会の意見を聴くものとされております。

譲受人は 56 才の自営業者、申請地は 1 筆で、地目は畑、面積は 29 m²で、今回、譲受人が新規就農のため、買受による所有権移転を受けようとするものでございます。

なお、買受けの適否の判断基準といたしましては、農地法第 3 条の許可基準と同等となっており、当該事案につきましては、議案書及び要件確認書に記載のとおり

り、判断基準のすべてを満たしていると考えられ、適当でございます。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可相当とすることに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可相当として知事に回答することといたします。

議長 続きまして、
議案第 68 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 69 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、まず議案第 68 号について、ご説明いたします。
議案書 8 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

申請人は無職の者 1 名、申請地は清水地区中寺の 1 筆で、地目は田、転用面積は 1,181 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、申請地の近隣に勤務する複数の労働者から、申請地を駐車場として借り受けたい旨の要望を受け、定期的な収入にもつながることから、申請地を貸露天駐車場として整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 12 月 13 日で、許可日から令和 7 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第 2 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、議案第 69 号について、ご説明いたします。

議案書 9 ページをお開きください。

[受付番号 1]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は乃万地区阿方の 3 筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計 431 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 12 月 13 日で、許可日から令和 7 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は波止浜地区柚田の 1 筆で、地目は田、転用面積は 896 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 12 月 13 日で、許可日から令和 7 年 7 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 3]

譲受人は土木・建築工事業及び太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、

譲渡人は無職の者 1 名、申請地は桜井地区郷桜井の 1 筆で、地目は田、転用面積は 1,699 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 12 月 13 日で、許可日から令和 7 年 7 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 4]

譲受人は土木・管工事業等を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は桜井地区国分の 1 筆で、地目は田、転用面積は 1,182 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は資材置場を有していないことから事業効率化低く事業運営に支障が生じていることから、申請地を譲渡人から購入し、土砂等をストックするための露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 12 月 13 日で、許可日から令和 7 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 5]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は清水地区中寺の 1 筆で、地目は田、転用面積は 331 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達

成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から贈与を受け、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年12月13日で、許可日から令和7年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6]

譲受人は農業兼会社役員1名、譲渡人は農業兼会社役員1名、申請地は大西地区山之内の3筆で、地目はいずれも畑、面積は合計10,917㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が土砂を採取するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は自らが役員を勤める法人が事業活動を行う上で資材として土砂が必要であることから、譲渡人らから申請地を使用貸借し、一定の期間土砂を採取した後、農地へ復元しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年12月13日で、許可日から令和10年2月10日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第4小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号7]

譲受人は船舶の建造等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区本庄の3筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計574㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、事業の効率化及び安全性確保のため、事務

所を既存の駐車場に移転することとしたことにより、事業用及び従業員用の駐車場が不足することになることから、申請地を譲渡人から購入し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年12月13日で、許可日から令和7年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8]

譲受人は無職の者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は宮窪地区宮窪の1筆で、地目は畑、転用面積は212㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自家用駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。

事業計画につきましては、譲受人は、現在両親の介護のため帰郷し両親と同居しているが、介護車両がUターン可能な所まで両親が歩行することが困難となったことから、申請地を譲渡人から購入し、自家用駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年12月13日で、許可日から令和7年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9]

譲受人は石材業等を営む法人、譲渡人は農業兼会社役員1名、申請地は宮窪地区早川の3筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計857㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が事務所、進入路及び露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われれます。

事業計画につきましては、譲受人は、事業規模拡大に伴い効率的な事業運営に資するため、本社事務所の建替えをすることとしたことから、申請地を譲渡人から使用貸借し、事務所、進入路及び露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年12月13日で、許可日から令和7年2月28日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 5 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 10]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は会社役員 1 名、申請地は大三島地区肥海の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 28 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在駐車スペース有していないことから、申請地を譲渡人から購入し、露天駐車場を整備することにより、自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 12 月 13 日で、許可日から令和 6 年 1 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

それでは、手元にお配りしております農地法第 4 条及び第 5 条の許可と事業計画変更に係る申請書ごとの要件確認書ですが、15 ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載さ

れた内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、議案第 69 号の受付番号 6 は、申請地の転用面積が 3,000 m²を超える案件でありますので、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、
報告第 36 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 37 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 38 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について
報告第 39 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案書 10 ページから 13 ページの報告第 36 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 19 件の届出がありました。取得事由は相続が 18 件、時効取得が 1 件であり、権利内容は所有権が 18 件、賃借権が 1 件でありました。
議案書 14 ページの報告第 37 号 農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 2 件の届出があり、合計面積は 1,317 m²でありました。
議案書 15 ページの報告第 38 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 1 件の届出があり、合計面積は 2,439 m²でありました。
報告第 37 号、第 38 号につきましては、各小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第 36 号から第 38 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書 16 ページの報告第 39 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。

今月は 1 件の届出があり、面積は 1,513 m²でありました。反対給付は、「離作料支払金銭」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

事務局 失礼します。
事務局からその他としまして、令和 6 年の農地賃借料情報の報告をさせていただきます。資料は本日お配りした資料のとおりです。
内容につきましては、各小委員会で報告したとおり、令和 6 年中の有償の貸借の実績であり、無償の貸借については含んでいませんので、注意をお願いいたします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。